

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例における、居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者の要件を規定するほか所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 家庭的保育者の要件の規定

家庭的保育者の要件は、「市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者」（国基準と同様）としているが、居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者における「市長が認めた者」を家庭的保育事業と同様、「看護師、准看護師又は幼稚園教諭」と定める。

(2) 国基準と同様の改正

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正により、居宅訪問型保育事業を提供できる対象が明確化されたため、当該省令基準に従い同様の改正を行う。

3 施行期日

公布の日